

◎新潟県告示第187号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成30年3月2日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社スワロー	柏崎市上田尻948-1	居宅介護支援事業所 ももの木	刈羽郡刈羽村大字刈羽1365番地2	居宅介護支援	H30. 2. 1
医療法人社団 萌気会	南魚沼市浦佐330-5	萌気園通所介護 ほのぼの	南魚沼市浦佐330-7	通所介護	H29. 11. 27
医療法人社団 萌気会	南魚沼市浦佐330-5	萌気園通所介護 ほのぼの	南魚沼市浦佐330-7	介護予防通所介護	H29. 11. 27
株式会社やさしい手	東京都目黒区大橋2-24-3	やさしい手上越巡回訪問介護事業所	上越市木田1-1-15	訪問介護	H29. 6. 1
株式会社やさしい手	東京都目黒区大橋2-24-3	やさしい手上越定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所	上越市木田1-1-15	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	H29. 6. 1